

令和2年6月

お客さま各位

新井信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、下記定期預金等につきまして、満期前に解約する場合の適用利率変更に伴い、令和2年6月15日より預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前にお預入れもしくは自動継続された定期預金等のお取引をいただいているお客様に対しても適用させていただきます。

記

1. 対象となる定期預金等

- | | |
|----------------|--------------------|
| ○期日指定定期預金 | ○自動継続期日指定定期預金 |
| ○自由金利型定期預金（M型） | ○自動継続自由金利型定期預金（M型） |
| ○自由金利型定期預金（大口） | ○自動継続自由金利型定期預金（大口） |
| ○変動金利定期預金 | ○自動継続変動金利定期預金 |
| ○財産形成期日指定定期預金 | ○財形年金預金 |
| ○財形住宅預金 | |

2. 改定日

令和2年6月15日（月）

3. 主な改定内容（下線部が変更箇所）

～ その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また計算した結果が解約日における普通預金の金利を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。～

※ 改定後の規定につきましては、「[各種規定](#)」をご覧ください。

以上